

租税史料の利用上の留意事項

租税史料を利用する場合は、租税史料室の職員の指示に従うとともに、下記事項を遵守すること。

なお、下記事項を遵守しなかった場合には、今後の税務情報センター（租税史料室）の利用をお断りすることがあります。

記

- 1 複写・撮影（以下「複写等」という。）した複写物等は、申請した目的以外には使用しないこと。
- 2 複写等を行う場合は、租税史料の補修、改造、その他原状の変更を行わないこと。
- 3 複写等を行う場合は、所長の指定した場所において行うこととし、租税史料室の職員の立ち会いを認めること。
- 4 複写等は申請者又は申請者が指定し、税務情報センター所長が承認した代理者が行うこと。
- 5 租税史料を亡失、紛失若しくは損傷したときは、直ちに、詳細な報告書を税務情報センター所長に提出し、指示に従うこと。
- 6 複写等終了後は、速やかにその旨を租税史料室の職員に報告すること。
- 7 複写等した租税史料を復刻・掲載（以下「複製」という。）しようとするときは、「租税史料の復刻・掲載申請書」を税務情報センター所長に提出し、許可を受けること。
（注）当該租税史料が、寄託史料の場合は寄託者の承諾書を、複写した史料の場合は原租税史料の所有者の承諾書をそれぞれ添付すること。
- 8 撮影したビデオフィルム、マイクロフィルム等及び複製物は、発行後速やかに税務情報センター（租税史料室）に寄贈すること。
- 9 複製又は原租税史料の一部引用を行う場合は、複製物等に「原史料は税務情報センター（租税史料室）の所蔵又は保管である。」旨を明記すること。
- 10 著作権法上の問題、プライバシー侵害の問題等が生じた場合は、自らの責任で処理し、税務情報センター（租税史料室）は一切関係ないこと。